

## 令和6年度第11回総会（月例）議事録

|               |  |  |  |  |
|---------------|--|--|--|--|
| 日 時           | 令和7年2月28日（金） 午前10時開会   |  |  |  |
| 場 所           | 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室  |  |  |  |
| 出席委員<br>(16名) | 上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員）<br>有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭<br>園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛<br>中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 穂満 和廣<br>堀之内 薫 横峯 明人   |  |  |  |
| 欠席委員<br>(3名)  | 上四元 正昭 福永 大悟 本多 剛  |  |  |  |
| 事務局           | 事務局長 種村<br>主幹 竹之内<br>支局主任 濱畑、陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、山中、小村、児之原、栗須<br>専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元<br>主査 安樂、上崎<br>主任 矢崎、米倉<br>主査 神崎<br>技師 井手  |  |  |  |
| 農政総務課         |  |  |  |  |
| 議題            | 1 農地法第3条許可申請に関する件<br>2 農地法第4条許可申請に関する件<br>3 農地法第5条許可申請に関する件<br>4 非農地認定に関する件<br>5 農用地利用集積計画に関する件<br>6 地域計画に係る意見書に関する件<br>7 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件<br>8 令和8年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について<br>9 農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件 |  |  |  |
| 報告事項          | 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について<br>2 法務局から照会のあった農地等の現況について<br>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について<br>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について<br>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について<br>6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について<br>7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について  |  |  |  |

|    |   |
|----|---|
| 議長 | <p>開会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第11回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局から連絡事項があります。</p> <p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>議案書30ページ番号26から31ページ番号28までの借受人の住所が755番地1となってますが、7551番地1に修正をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、福永委員、本多委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、弟子丸委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題5、「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p> |
|----|---|

| 議題                                    |  |
|---------------------------------------|--|
| 議題1. 農地法第3条許可申請に関する件<br>1ページ～3ページ 11件 |  |
| 議長                                    | それでは、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。まず、谷山、9番委員お願いします。   |
| 9番委員                                  | ご報告します。<br>番号1号、申請理由：農業廃止、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。  |
| 議長                                    | 次に、伊敷、18番委員お願いします。   |
| 18番委員                                 | ご報告します。<br>番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。<br>番号3号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。<br>この件について補足説明いたします。<br>譲受人は、現在、経営農地はありませんが、本人および農業に従事する世帯員に10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。<br>以上です。                            |
| 議長                                    | 次に、吉野、6番委員お願いします。  |
| 6番委員                                  | ご報告します。<br>番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。<br>番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。<br>番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。<br>この件について補足説明いたします。<br>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、10年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。<br>以上です。 |
| 議長                                    | 次に、吉田、4番委員お願いします。  |
| 4番委員                                  | ご報告します。<br>番号7号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。<br>以上です。   |
| 議長                                    | 次に、桜島、5番委員お願いします。  |
| 5番委員                                  | ご報告します。<br>番号8号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。<br>番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。<br>以上です。   |

|   |   |
|---|---|
| 議長  | 次に、喜入、7番委員お願いします。   |
| 7番委員  | ご報告します。<br>番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。<br>以上です。   |
| 議長  | 次に、松元、17番委員お願いします。  |
| 17番委員   | ご報告します。<br>番号11号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。<br>以上です。   |
| 議長  | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b><br><b>4ページ 2件</b> |   |
| 議長  | 次に、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。<br>まず、谷山、9番委員お願いします。  |
| 9番委員  | ご報告します。<br>番号1号、用途・施設：住家1棟49.68m <sup>2</sup> 、庭敷地等356.32m <sup>2</sup> 、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、他人畑、西…本人畑、南…他人畑、北…宅地、本人畑、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。<br>以上です。   |
| 議長  | 次に、喜入、7番委員お願いします。   |

|  |   |
|--|---|
| 7 番 委 員  | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、共同住宅1棟236.30m<sup>2</sup>、駐車場等538.70m<sup>2</sup>、東…他人田、西…市道、南…宅地、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議 長  | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」2件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することいたします。</p> |
| <b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b><br><b>5ページ～11ページ 18件</b> |   |
| 議 長  | 次に、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。<br>まず、本局、2番委員お願いします。  |
| 2 番 委 員  | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸駐車場68.00m<sup>2</sup>、転回場等229.00m<sup>2</sup>、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…山林、南…宅地、北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長  | 次に、谷山、9番委員お願いします。   |

|         |   |
|---------|---|
| 9 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟147. 40m<sup>2</sup>、庭敷地等337. 60m<sup>2</sup>、東…市道、貸人畠、西…宅地、他人畠、南…他人畠、北…宅地、貸人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号3号、住宅1棟120. 01m<sup>2</sup>、庭敷地等223. 99m<sup>2</sup>、東・南…貸人田、西…農道、北…私道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、建売住宅2棟192. 94m<sup>2</sup>、庭敷地等213. 06m<sup>2</sup>、東…渡人田、西…宅地、南…他人田、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、宅地分譲2区画448. 00m<sup>2</sup>、東…渡人田、西…市道、南…別件5条申請地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明します。</p> <p>申請地は、農道に接していませんが、申請番号6申請地に接する農道側溝に雨水を流します。</p> <p>番号6号、通路19. 00m<sup>2</sup>、東…他人田、西…市道、南…農道、北…別件5条申請地、渡人田、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長     | 次に、吉野、6番委員お願いします。   |
| 6 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号7号、貸資材置場458. 00m<sup>2</sup>、車両置場180. 00m<sup>2</sup>、通路265. 46m<sup>2</sup>、転回場等1, 173. 03m<sup>2</sup>、東…他人畠、西…私道、南…県道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、駐車場62. 50m<sup>2</sup>、転回場等109. 50m<sup>2</sup>、東…市道、西・南・北…他人畠、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟82. 49m<sup>2</sup>、庭敷地等149. 51m<sup>2</sup>、東・北…里道、西…農道、南…他人畠、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長     | 次に、松元、17番委員お願いします。  |

|           |  |
|-----------|--|
| 1 7 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号10号、住家1棟90. 58m<sup>2</sup>、庭敷地等386. 42m<sup>2</sup>、東…貸人畠、西・南…雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号11号、貸駐車場129. 07m<sup>2</sup>、転回場等360. 46m<sup>2</sup>、法面131. 70m<sup>2</sup>、東…宅地、西…私道、雑種地、南…他人田、北…県道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、宅地分譲2区画612. 00m<sup>2</sup>、水路11. 00m<sup>2</sup>、東・西…他人田、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、宅地分譲1区画403. 17m<sup>2</sup>、東・西・南…他人田、宅地 北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、宅地分譲2区画441. 00m<sup>2</sup>、東・南…水路、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、通路160. 00m<sup>2</sup>、東…雑種地、西…市道、南…渡人畠、北…他人畠、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号16号、建売住宅10棟736. 94m<sup>2</sup>、庭敷地1, 796. 74m<sup>2</sup>、通路等428. 32m<sup>2</sup>、東…里道、渡人畠 西…里道、他人畠 南…渡人畠、市道北…里道 境界…ブロック積 雨水…里道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>該地に取り付け道路がありませんが、西及び南は貸人所有の雑種地であり、出入りの際はその雑種地を利用します。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長       | 次に、郡山、19番委員お願いします。   |
| 1 9 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号17号、住家1棟66. 66m<sup>2</sup>、庭敷地等165. 16m<sup>2</sup>、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、住家1棟116. 76m<sup>2</sup>、庭敷地等290. 78m<sup>2</sup>、東・南…市道、西…宅地、北…宅地、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 議長   | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <b>議題4. 非農地認定に関する件</b><br><b>12ページ～16ページ 12件</b> |   |
| 議長   | <p>次に、議題4.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>  |
| 9番委員   | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：蓬莱竹・ゴキ竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：蓬莱竹・ゴキ竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：孟宗竹・雜木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長   | <p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>   |
| 18番委員  | <p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：通路として78年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長   | <p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>  |
| 6番委員   | <p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：杉、ゴキ竹・雜木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：通路として54年経過、現況道路。</p> <p>番号7号、調査結果：車庫1棟、25年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：住家1棟、11年経過、現況宅地。</p> <p>番号9号、調査結果：孟宗竹・雜木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>                 |
| 議長   | <p>次に、桜島、5番委員お願いします。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| 5 番 委 員  | ご報告します。<br>番号 10 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。<br>以上です。   |
| 議 長  | 次に、松元、17 番委員お願いします。  |
| 17 番 委 員   | ご報告します。<br>番号 11 号、調査結果：法面として約 30 年経過、現況雑種地。<br>番号 12 号、調査結果：雑木自然繁茂、約 40 年経過、現況山林。<br>以上です。  |
| 議 長  | ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。<br>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。<br><br>〔「異議なし」の声あり〕<br><br>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 4. 「非農地認定に関する件」 12 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。  |
| <b>議題 5. 農用地利用集積計画に関する件</b><br><b>17 ページ～39 ページ 44 件</b> |  |
| 議 長  | 次に、議題 5. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。<br>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。<br>37 ページ、番号 39、40 号につきましては、13 番委員自身が代表の法人が、申請人となっている案件でございます。<br>従いまして、13 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。<br>13 番委員におかれましては、離席をお願いします。<br><br>(13 番委員離席後)<br><br>それでは、番号 39、40 号につきまして、事務局から説明をお願いします。 |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。</p> <p>37ページをご覧下さい。</p> <p>番号39号、地目：田、面積631.00m<sup>2</sup>、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>番号40号、2筆で、地目：田、面積1,745.00m<sup>2</sup>、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。</p> <p>令和7年2月28日公告予定です。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議長  | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「農用地利用集積計画に関する件」番号39、40号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの42件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>資料の17ページをご覧下さい。</p> <p>「議案第5号」、令和7年2月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権17件、25筆、24,829.00m<sup>2</sup>、使用貸借権27件、35筆、28,290.00m<sup>2</sup>、合計44件、60筆、53,119.00m<sup>2</sup>です。</p> <p>議案書の18ページから39ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |

|      |   |
|------|---|
| 議長   | <p>ただいま、事務局から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「2番委員」挙手あり]</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>   |
| 2番委員 | 新規農家というのが何件かあるのですが、この場合、農地法第3条との関係で、条件などはどうなるのですか。  |
| 事務局  | 農地法第3条の新規農家と条件は同じとなっております。  |
| 2番委員 | 第3条では、農機具の所有などの審査もありますが、この場合もそういうことも含めて検討した上で申請しているのですか。  |
| 事務局  | 機械の所有などについても、併せて審査しているところでございます。  |
| 2番委員 | そうであれば、3条の場合は、親元で就農していたなどで認められますが、この場合は、全くそういうのも関係なく、ただ申請されれば、何の規制もなく新規就農者として認められるのですか。   |
| 議長   | 法律が変わったのでできるようになっています。  |
| 事務局  | 親元で経験とかなくても、3条でも新規農家ということで取得できますし、過去の手伝いとかそういう要件があれば、新規就農となる場合もあるかと思います。  |
| 2番委員 | 法律が変わったということでしたが、変わった法律の条文を後ほど教えてください。  |
| 事務局  | わかりました。   |
| 議長   | <p>事務局は、後ほど回答をお願いします。<br/>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5、「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |

## 議題6. 地域計画に係る意見書に関する件

### 別冊資料2 39件

|       |   |
|-------|---|
| 議長    | <p>次に、議題6.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>  |
| 農政総務課 | <p>議題6.「地域計画に係る意見書に関する件」について、今回は新規策定が27地域、再意見聴取が10地域、変更が2地域となっています。</p> <p>再意見聴取は、一度意見を伺った後、策定作業に移る前に修正があったため再度意見をうかがうもので、変更は策定された地域計画の変更です。</p> <p>まず、新規策定しようとする27地域のご説明をいたします。別冊資料2-1の3ページに一覧があります。</p> <p>個別に説明するには数が多いため、最初に27地域でおおむね共通して挙げたことを申し上げます。</p> <p>地域の現状と課題は、高齢化や担い手不足による遊休農地の増加、イノシシ等の鳥獣による被害が出ていること等が挙げられます。</p> <p>地域における農業の将来のあり方は、現在栽培されている作物を引き続き栽培するとしているところが多いです。</p> <p>また、その将来に向けての目標は、担い手への集約や地域内外からの新規就農者等の受け入れを進めるなどして農地の保全を行うとしており、この目標を達成するために必要な措置は、電気柵の導入や事業を活用した農地の保全管理としているところが多いです。</p> <p>その他、各地区の特徴的なことを順に申し上げます。</p> <p>それでは伊敷地区の地域計画から説明いたします。</p> <p>5ページから11ページです。</p> <p>伊敷地区は小山田町(古園、大原、永吉、鍋田)地域の1地域で、田が畠よりやや多くなっています。</p> <p>地域の現状としては、畠では認定農業者も営農していて概ね耕作されていますが、高齢化により今後遊休化する懸念があります。田は、ほとんどが自家消費目的で大規模農家が少なく、条件の悪いところでは遊休化が進んでいることが課題です。</p> <p>現状の集積率は11.4%で、20%を目標としています。</p> <p>次に吉野地区の地域計画を説明します。</p> <p>13ページから18ページです。</p> <p>吉野地区は川上町川上地域の1地域で、全域が田です。</p> <p>地域の現状としては、基盤整備済みの水田地帯で有効利用がされていて、一部では農作業受託組織への委託もすすんでいます。今後は高齢化の進行により空き農地の発生やイノシシ等による被害が懸念されるところです。</p> <p>現状の担い手への集積率は36%で、10年後に45%にすることを目標としています。</p> <p>次に桜島地区の地域計画について説明します。</p> <p>19ページから29ページです。</p> <p>桜島地区は武と西道の2地域で、全て畠・樹園地です。</p> <p>地域の現状としては、両地域とも柑橘類と桜島大根が栽培されており、そのほ</p> |

か武ではびわが、西道では花きが栽培されています。

集積率は、地域外からの新規就農者の受け入れ等により、武は現状の 11.9% から 20% に、西道は現状の 32.9% から 40% にすることを目標としています。

次に松元地区の地域計画について説明します。

31 ページから 63 ページです。

松元地区は 5 地域で、上谷口町内田は水田地帯、他の 4 地域は畠地帯を対象にしています。

地域の現状としては、上谷口町内田はほぼ基盤整備済みで水稻が栽培されていますが、高齢化が進んでいて今後の遊休農地の増加が懸念されています。他の 4 地域はいずれも大部分で茶を栽培していますが、宅地化や野菜との混在などで管理作業が課題となっています。

集積率は上谷口町内田は 20% を目標に、他の 4 地域は 70 ~ 85% を目標としています。

最後に郡山地区の地域計画について説明します。

65 ページから 79 ページと別冊資料 2-2 の 5 から 85 ページです。

郡山地区は 18 地域で、全体的に田の方が多い状況です。

地域の現状としては、条件の良い農地は担い手への集約が進むなどして利用されていますが、高齢化や鳥獣被害による耕作放棄地も増えつつあり、農地の維持が課題となっています。

集積率は全体的にあまり高くなく、西雪元は目標を 54% としておりますが、他の地域は目標を 20 ~ 29% としております。

続いて再意見聴取する地域計画について説明します。別冊資料 2-3 の 3 ページに一覧があります。

変更内容については、小山田町(中ノ甲、稻村)と皆与志町は担う者の変更、福山(田)地域と四元(田)地域は錯誤による編入や除外、他の地域は山林原野化して将来も解消の見込みのない農地の除外です。

最後に、変更する地域計画について説明します。別冊資料 2-4 の 3 ページに一覧があります。

変更内容については、下福元町(玉利、大脇原)地域は今後検討等だった農地への担う者の設定、本名後北部地域は担う者の変更です。

以上で説明を終わります。

|  |  |
|--|--|
| 議長   | <p>ただいま、農政総務課から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題7.「地域計画に係る意見書に関する件」39件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、39件のうち今回新たに策定する27件については、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p>  |
| <b>議題7. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件</b><br><b>別冊資料3 6件</b> |  |
| 議長   | <p>次に、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>   |
| 農政総務課  | <p>議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明します。</p> <p>別冊資料3の1ページをご覧ください。</p> <p>農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集積等促進計画（案）を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>令和7年3月31日から貸付予定の農地になります。</p> <p>使用貸借権2件、3筆、4, 651. 00 m<sup>2</sup>、賃貸借権4件、16筆、20, 165. 00 m<sup>2</sup>となっております、合計6件、19筆、24, 816. 00 m<sup>2</sup>です。</p> <p>設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから27ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |

|   |   |
|---|---|
| 議長  | <p>ただいま、農政総務課から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」6件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。</p> |
| <p><b>議題8. 令和8年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について</b><br/> <b>別冊資料5</b></p> |   |
| 議長  | <p>続きまして、議題8.「令和8年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議題8.「令和8年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」です。別冊資料4をご覧ください。</p> <p>各地区の農業者との意見交換会、地域計画策定における話し合いなどで農業者から出た意見をベースに、以下4項目を国への意見ということでまとめました。</p> <p>1 人工衛星写真を活用した遊休農地判定</p> <p>農地法第30条の毎年1回の管内全筆の農地利用状況調査は、過大な労力を要するとともにガソリン費用高騰もあり負担が大きいことから、e-MAFF地図上において、人工衛星写真を活用した遊休農地判定を可能にしていただきたい。</p> <p>2 生産資材等価格高騰に対する支援措置</p> <p>物価高騰等に伴う生産資材等に要する費用は農業経営を大きく圧迫している。生産資材や燃料費は原材料の価格高騰や円安などの影響から、今後も高騰、高止まりが続くことが懸念され、農業者、新規就農者にとって大きな障壁となることから、生産資材等の価格高騰に対する支援措置を講じていただきたい。</p> <p>3 有害鳥獣被害対策</p> <p>年々増え続ける有害鳥獣被害は、収穫時期に被害を受けることによる営農意欲の減退、それに伴う離農者の増加による耕作放棄地の増加など、地域の農業に深刻な影響を及ぼしている。</p> <p>ソーラー発電式の電気柵を補助対象にするとともに、駆除手当の増額、狩猟者の若手育成を図るなど、有害鳥獣被害への対策として幅広く支援措置を講じていただきたい。</p> <p>4 高齢化や担い手不足による農業従事者減少への対応</p> <p>近年、高齢化や担い手不足による農業従事者の減少に伴い、遊休農地が増加している。</p> <p>遊休農地の増加は、その土地のみならず周辺の優良農地への維持管理・耕作状況にも影響を生じることから、早急な対策が必要である。</p> <p>遊休農地の発生防止、解消を図るためにも、担い手の高齢化、後継者不足に対する措置を講じていただきたい。</p> <p>この4項目を、県農業会議を通じて国に対し農地等利用最適化推進施策の意見として提出したいとと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長  | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>提案事項について、原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題8.「令和8年度 国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、原案どおり決定いたします。また、後日「県農業会議」へ提案いたします。</p>   |

議題9. 農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件

別冊資料5

|      |  |
|------|--|
| 議長   | <p>次に、議題9.「農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件」を審議します。別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>議題9.「農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件」について説明いたします。</p> <p>別冊資料5の1ページをご覧下さい。</p> <p>下記に記載しておりますこの者から、鹿児島市農地利用最適化推進委員の辞任届が提出されました。本市農地利用最適化推進委員を辞任することについては、農業委員会等に関する法律第23条「推進委員は正当な理由がある時は、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」こちらの規定により、今回農業委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長   | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>   |
| 2番委員 | 理由については全く書いてありませんが、理由を審議する必要はないのでしょうか。   |
| 事務局  | 個人的なことになったものですから、記載してありません。県外へ転居されるということで、活動継続が厳しくなったというふうに聞いております。  |
| 2番委員 | わかりました。  |
| 事務局  | 委員を辞任されることを議決しましたら、枠が1つ空きます。本来ならば次の委員を捜す手続きをするのですが、当委員としての任期そのものが4月末で終わるものですから、今の任期満了までこの体制でと思っているのですが、その辺りもご意見いただけたらと思います。  |

|    |   |
|----|---|
| 議長 | <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、議題9.「農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件」にちては、原案どおり同意することといたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> |
|----|---|

| 報 告 事 項                                    |  |
|--|--|
| 1. 裁判所から照会のあった農地等の現況について<br>40ページ 1件       |  |
| 議 長  | 報告事項1 「裁判所から照会のあった農地等の現況について」<br>それでは、吉野、6番委員お願いします。   |
| 6番委員                                       | 報告します。40ページです。<br>照会日：令和7年2月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：買受適格証明を有する者に限らない。<br>令和7年2月18日 鹿児島地方裁判所へ報告済。 |
| 2. 法務局から照会のあった農地等の現況について<br>41ページ～46ページ 6件 |  |
| 議 長  | 報告事項2 「法務局から照会のあった農地等の現況について」<br>まず、本局、2番委員お願いします。   |
| 2番委員                                       | 報告します。41ページです。<br>照会日：令和7年1月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和7年1月29日 鹿児島地方法務局へ報告済。                     |
| 議 長  | 次に、谷山、9番委員お願いします。  |
| 9番委員                                       | 報告します。42ページです。<br>照会日：令和7年2月12日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和7年2月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。                   |
| 議 長  | 次に、喜入、7番委員お願いします。  |
| 7番委員                                       | 報告します。43ページです。<br>照会日：令和7年1月29日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和7年2月10日 鹿児島地方法務局へ報告済。          |
| 議 長  | 次に、松元、17番委員お願いします。   |

|       |   |
|-------|---|
| 17番委員 | <p>報告します。44ページです。</p> <p>照会日：令和7年2月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年2月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、45ページです。</p> <p>照会日：令和7年2月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年2月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> <p>次に、46ページです。</p> <p>照会日：令和7年2月7日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和7年2月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p> |
|       | <p><b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b><br/>47ページ～49ページ 11件</p>   |
|       | <p><b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b><br/>50ページ～56ページ 16件</p>  |
|       | <p><b>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</b><br/>57ページ～58ページ 4件</p>  |
|       | <p><b>6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について</b><br/>59ページ～63ページ 4件</p>  |
| 議長    | <p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」<br/>報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」<br/>報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」<br/>報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」<br/>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>47ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は11件です。</p> <p>登記地目別では、田35筆、16, 180. 52m<sup>2</sup>、畑38筆、33, 351. 00m<sup>2</sup>となっております。取得した事由別数は、相続が11件、その他が1件。権利の種別は、所有権が11件。農業委員会によるあっせん等は、有が3件、無が8件となっております。</p> <p>48ページから49ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>                  |

|  |  |
|--|--|
| 事務局  | <p>次に、50ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、上から順に共同住宅が1件、駐車場が2件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が9件、共同住宅が2件、店舗等、その他が各1件、合計13件となっております。</p> <p>51ページは、4条関係3件、52ページから56ページは、5条関係13件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> |
| 事務局  | <p>次に、57ページから58ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田、喜入、松元、郡山地区で各1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>   |
| 事務局  | <p>次に、59ページをお開き下さい。</p> <p>これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があつたことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権2件、11筆、9,691.00m<sup>2</sup>、使用貸借権2件、11筆、7,394.00m<sup>2</sup>、合計4件、22筆、17,085.00m<sup>2</sup>です。</p> <p>60ページから63ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>       |
| <p>7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について<br/>別冊資料6 86件</p> |  |
| 議長   | <p>次に、報告事項7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>   |
| 事務局  | <p>報告事項7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧下さい。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計86筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>   |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時40分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p> |
| 事務局 | <p>・令和6年度第12回総会（月例）開催日時は、<br/>3月28日（金）午前10時開会<br/>みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>                          |
| 議長  | <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時45分）</p>   |